田端駅周辺地区地区計画 計画書

都市計画決定:平成元年10月11日 北区告示第172号 都市計画変更:令和3年5月10日 北区告示第272号

	名 称	田端駅周辺地区地区計画		
	位 置	北区田端六丁目地内		
面積		約1.5ha		
	地区計画の目 標	駅周辺地区にふさわしい地域の核として、土地の合理的な高度利用を促進し、活気ある良好な市街地の形成を図る。		
区域の整備・開発及び保全	土地利用の 方針	1 地区をA街区・B街区に区分する。		
		2 土地の細分化を防止し、商業・業務系建築物を主体とする土地の高度利用並びに建築物の不燃化を促進する。		
	地区施設の 整備の方針	A街区に人々のいこいとふれあいの場である広場を設置する。		
	建築物等の 整備の方針	駅周辺にふさわしい土地の合理的利用を促進するため、建築物等に関する整備の方針を次のように定める。 1 良好な活気ある商業・業務地の形成を図るため、工場・倉庫並びにキャバレーの立地を規制する。		
		2 敷地の細分化を防止し土地の合理的利用を図るため建築物の敷地面積 の最低限度を定める。		
に関		3 安全な歩行者空間と、建築物の統一による都市景観を確保するため、 建築物の壁面の位置の制限を行う。		
する		4 秩序あるまちなみの形成を図るため、建築物の形態及び意匠の制限を 行う。		
方	その他当該地			
針	区の整備・開	それぞれの建物で自転車の発生が見込まれるときは、建築物の用途上不		
	発及び保全に 関する方針	可分な一団の敷地内に、必要台教の自転車駐車場を確保する。		

	地区区分		A街区		
地区整	面積		約0.76ha		
	その他の公共空地の		名 称	面積	
	配置及び規模		広 場	約500m²	
			次に掲げる建築物は、建築してはならない。		
	建築物等に		1 建築基準法別表第二(〜)項第二号及び同表(と)項第		
		建築物の用途制限※	三号に規定する工場並びに同表(へ)項第五号に規定す		
			る倉庫		
			2 建築基準法別表第二(り) 項第二号 に規定するキャバレー	
		建築物の敷地面積の	500m²		
備		最低限度※			
計		壁面の位置の制限		代わる柱の而は、計画図に表示す	
<u>[11]</u>	関			及び3号壁而線を越えて建築して	
	する			壁面線・3号壁面線にあっては前	
				↑の高さ以上の部分に限る。また、	
	事		2号壁面線にあっては一般歩行者の用に供する目的で設置さ		
	項		れる人工地盤については適	用しない。	
			1 建築物の外壁等の色彩	/は、白、グレー、茶などを基調と	
		建築物の形態及び	した落ち着きのある色	調とする。	
		意匠の制限	2 建築物に設ける看板は	は、壁面利用看板以外のものは設置	
			してはならない。		

※印は知事承認事項

「区域の範囲、地区の区分、壁面の位置は計画図表示のとおり。」

(理由) 駅周辺地区の核として土地の合理的な高度利用を促進し、活気ある良好な市街地の形成を図るため、地区計画を決定する。

田端駅周辺地区地区計画 計画図

